

農林水産省及び環境省における 資料収集等の取組について

木酢液の検討状況について

1 特定防除資材の検討対象とする木酢液の定義・規格等について

木酢液は、原材料や製法により品質がまちまちであり、製法によってはベンツピレン等の有害物質が含まれる可能性があることから、特定防除資材として指定の検討対象となる木酢液については、一定の定義・規格等が必要であると考えられたため、林野庁とも協議の上、以下の要件を満たす木酢液（竹酢液等の木質原料を原材料とするものを含む。以下同じ。）について、指定の可否を判断するための資料を収集している。

原材料

建築資材、家具等の廃材を除く木質原料（木材、竹材、オガ粉、樹皮等）とする。

製造方法

原料を炭化炉又は乾留炉により炭化する際に生じる煙を冷却して得られた液体であって次のいずれかに該当するもの

(a) 蒸留されたもの

(b) 炉の排煙口における温度が 80 ～ 150 の排煙を冷却して得られた液体を 3 ヶ月以上静置し、上層の油分と下層の沈殿部分を除く中間部分を採取して得られたもの

2 木酢液の安全性に係る資料の収集・試験の実施状況

木酢液の安全性に係る既存の文献資料はあるが、上記 1 の定義・規格を満たす木酢液についての資料はほとんどないことから、この木酢液を用いた安全性試験（評価指針に規定されている急性経口毒性試験、変異原性試験及び 90 日反復経口毒性試験）を実施しているところであり、水産動植物に対する安全性試験も本年度中に実施予定。

3 木酢液の薬効・薬害に係る資料の収集・試験の実施状況

上記 1 の定義・規格を満たす木酢液等の農薬としての効果や農作物への安全性（薬害）に関する資料はほとんどないことから、この木酢液等を用いた薬効・薬害試験を実施しているところ。

4 今後のスケジュール

以上に述べた木酢液の薬効や安全性に関する資料については、順調に試験が実施できれば平成 17 年度当初を目途に得られる予定である。これらの試験結果を踏まえて、必要な資料が整ったと判断された場合には、食品安全委員会において食品健康影響評価を受けた後、特定農薬合同会合等で指定の可否等について検討をお願いする予定である。

農薬的資材リスク情報収集事業について

1 事業の概要

特定防除資材の検討対象資材に関する安全性・薬効確認試験を、農薬的資材リスク情報収集事業（別紙参照）により平成 16 年度から実施しているところである。

2 検討対象資材の選定の考え方

農家が天然物を原材料に自家製造している資材であって、平成 14 年に実施した調査で各都道府県からの情報提供数が多かった資材について、情報提供のあった都道府県を通じて当該資材の品質、製法、使用方法等の情報を入手し、代表的な資料として選定した。また、これらのほか、農業用に販売されているものであっても、既に広く普及しており農薬として使用されている実態があるもの等、特段の事情があるものについては検討対象としている。

3 事業による試験の実施状況

平成 16 年度に、当該事業による薬効及び安全性試験の実施を検討中又は予定しているものは以下のとおりである（今後必要に応じ変更や追加はあり得る）。

- ・茶抽出液、クエン酸、焼酎、牛乳、コーヒー抽出液、ビール（以上薬効試験のみ）
- ・自家製ニンニク抽出液、自家製トウガラシ抽出液、市販トウガラシ抽出物（食品添加物）、石けん水、ニームオイル（以上薬効試験及び安全性試験）
- ・木酢液（安全性試験）

特定農薬環境安全性調査について

1. 目 的

無登録農薬使用問題を契機として平成 14 年度に農薬取締法が大幅に改正され、農薬の使用規制が強化される一方で、農家が使用している防除資材のうち、「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」（特定農薬）については農薬登録を不要とする制度が新設された。

その後、特定農薬の指定に係る評価を行う農業資材審議会特定農薬小委員会及び中央環境審議会農薬専門委員会合同会合において「指定に当たっては薬効、安全性のデータに基づき客観的かつ統一的な評価をすべき」とされた。

本事業は、この考え方に基づき作成される特定農薬の指定のための評価指針に沿って合同会合が評価を進めていく際に必要なデータ等の収集・作成、精査を行うものである。

2. 事業の概要

(1) 文献調査

特定農薬候補資材について安全性等の観点からの評価に必要な既存データを収集する。

(2) 実証試験の実施

文献調査において信頼に足るデータがない場合等の実証試験を行う。

(3) 検討会の実施

調査の実施方法、文献調査・実証試験結果の信頼性等について検討を行う。

3. 今後の進め方

農薬的資材リスク情報収集事業（農林水産省）において、特定農薬の評価のために検討対象となる資材について、魚毒性試験等を実施する。

《特定農薬環境安全性調査》

農薬取締法改正（平成 15 年 3 月施行）

無登録農薬問題（平成 14 年）

特定農薬制度新設

特定農薬とは…「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」

◎ これまでの取り組み

農林水産省に寄せられた約 2900 件の情報をもとに約 740 種類の資材について農業資材審議会及び中央環境審議会の合同会合で検討。指定されたのは①重曹 ②食酢 ③圃場周辺の天敵の 3 種である。

◎ 現在の問題点

現時点では安全性・薬効両面でデータが少なく、多くの資材について判断が保留されている。保留されている資材の中には安全性を懸念されているものもあり、環境保全の観点からも正確なデータを整備し、そのデータに基づき早急に候補資材の科学的な評価が必要。

（両審議会からも両省で信頼出来るデータを収集・作成すべきとの指摘）

《今後の対応》

農林水産省と連携して特定農薬の指定に際して、候補資材の安全性評価に必要なデータの収集・作成を行う。



農林水産省

農薬としての薬効及び
散布者への危害の有無に
係るデータ収集・作成

合同会合後…

- ① 農林水産省大臣及び環境大臣が農業資材審議会に諮問
- ② 農業資材審議会が農林水産大臣及び環境大臣へ答申
- ③ 告示改正

合同会合
（候補資材の評価）

環境省

《特定農薬環境安全性調査事業》

①文献調査

②実証実験

水産動植物への危害の有無等
に係るデータ収集・作成

③検討会の実施

データの精査

特定農薬の指定